

岡山県立岡山操山高校生自殺事案に関する第三者調査委員会調査報告書の提言等を踏まえた今後の再発防止策に対する外部有識者からの御意見

意見について

令和6年6月7日
渡邊 徹（弁護士）

【全体を通じて】

今回の事象は人権侵害という側面が存在することは明らかです。しかして、「子どもの人権」について適切に教育し、児童生徒が自らに認められている権利について理解することが、全ての対応の前提になると考えます。また、学校の教員自身が、指導等において人権侵害にならないような配慮ができる前提として、「子どもの人権」について適切に理解する機会を設けることが必要だと考えます。

この点、本件事案が生じた際には議論にはなっていなかったものの、令和5年4月に「こども基本法」が施行し、ようやく我が国においても国連「児童の権利に関する条約」の趣旨が法制化されるに至りました。その中では、基本理念としてのこども施策が、以下のとおり、第3条に定められています。

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

少なくとも本事案にかかる再発防止策を検討するための前提として、1号「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」、3号「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的

活動に参画する機会が確保されること。」、4号「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」が、教育委員会及び学校において適切に理解されていれば、人権侵害ともいえるような部活動指導はなされなかったであろうと思われます。また、当該生徒を含む当時の部員達に対しても適切な人権教育がなされていたならば、かかる部活動指導に対して速やかに声を上げる（意見表明権の行使）こと等によって、当該生徒が自死に至るまでに最善の利益が尊重される対応がなされたであろうと思われます。

県の再発防止策は、批判的にみると、やや各論に終始しているきらいがあり、（無論各論は重要ではあるものの、）総論としての基本理念において、今日の「こども真ん中社会」の中での教育施策を十分反映していないのではないかという懸念があります。

いうまでもなく、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（同法5条）とされています。そして、昨年12月22日に発出された「こども大綱」では「体罰や不適切な指導の禁止」が指摘されています。これらを踏まえた施策を講じられていると思うものの、十分な反映が読み取れるようにされた方がよいと考えました。

【資料①】

以下の点において不十分なものであるといわざるを得ません。

- 体罰に加え、「不適切な指導」「ハラスメント」を同様に防止するためのハンドブックなのであれば、（ご遺族からの意見にもあるように）総論（基本的考え方）で「児童生徒の権利」についての十分な記載が必要です。
- また、「基本的な考え方」にこれらの行為が「権利（人権）侵害」になることを明記する必要があります。法律に記載されているから、児童生徒が深く傷つくから、信頼関係を崩すから、等という表層的な理由のみではなく、条約や法律で明確に保障されている「児童生徒の人権」を侵害することになる旨が明記されなければなりません。

その他、以下の通りコメントします。

- これらに関連して、このハンドブックの中に、児童生徒に対する「人権学習」、そのための教員への人権学習のための知識の習得の必要性が、どこかに記載された方がよいと考えます（7頁の「動画教育」や16頁の事例で人権教育について触れられていますが、不十分だと思います。）。
- （2頁）「体罰」の定義については、最高裁や条約の立場ではなく、あくまで文科省平成25年3月13日付「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」を参考にした立場に立っているものと解されます。その場合、一律的画一

的な判断基準があるわけではなく、総合考慮によって「体罰」該当性が判断されることが読み手に理解されるように記載した方がよいと思われます（この点は大変難しいので強くこだわるものではないですが）。

- 「不適切な指導・ハラスメント」と並列に記載されていますが、その定義を見ると、「不適切な指導」とは「暴言やハラスメントといった不適切な言動を含む」（3頁）とされています。だとすれば、「ハラスメントではないが不適切な指導」も今回対象に含んでいると解されます。無論、適切ではない指導全般を禁止することには賛同しますが、「不適切な指導」とは、「体罰」「ハラスメント」のような不適切（≒違法）な指導に限るのではなく、適切ではない指導全てを含むものと解されます（なお、文科省は令和3年頃から「体罰」と「ハラスメント」を同列に扱っているようですので、その影響だと思いますが）。ところが、3頁以降の例示は明らかに違法（≒ハラスメント）といえる著しく不適切な指導のみが挙げられているように思われます。この点、禁止の対象を明確に区別しないと、過度に委縮して適切かつ必要な指導すらしない教員が生じないとも限りませんし、違法とまでいえない不適切な指導は許容されると誤解しないとも限りません。再発防止の目的・趣旨から、ガイドブックの記述をこのままにするとしても、別途、指導の基準に関して対応を要するに思いますが。
- （6頁）セクシュアル・ハラスメントの原因として「②教職員と児童生徒の関係性の理解不足」が挙げられていますが、それだけではなく、今日では、「性別役割分担意識に基づく言動」もセクハラ、あるいはジェンダー・ハラスメントとして問題視されていますので、この点の記載もあった方がよいと考えます。
- （6頁）パワーハラスメントの原因として「③立場の優位性の理解不足」が挙げられていますが、しばしば「感情に任せた言動」が問題となります。したがって、この点を原因のひとつとして指摘するとともに、（ご遺族からの意見にもあるように）アンガーマネジメントが対策として有効である点も記載があった方がよいと考えます。
- 「Ⅱ 事例集」においても、全般的に、指導が人権侵害に該当している場合にもその点についての記述がなく、人権感覚が弱いと感じる記述になっています。
- （45頁）相談窓口について、「児童生徒・保護者への周知を必ずお願いします。」とありますが、記載が不十分な印象です。秘密が守られること、相談による不利益は一切ないこと、等も繰り返し周知しないと実効的な相談窓口にはならないと考えます。
- このハンドブックの有効性、実効性を高めるため、どのように学校へ周知していくのか、継続的な監視方法（例えば43頁以降のチェックシートの活用の義務化等）も防止策の内容に盛り込まれる必要があると考えます。

【資料②】

- 資料①と同様の事柄になりますが、2①導入において、子どもの人権が保障されてい

る点を明確に伝えることが基本的考え方の中心になるべきだと考えます。

- この動画について「毎年、生徒及び保護者が視聴する機会を設ける」ことが再発防止策に定められていますが、具体的にどのような周知等がなされるのかも検討されておくべきだと考えます。単にリンクを示すだけ等だと実効性に疑問が生じますので。

【資料③】

- 「第1 基本事項」について、人事院の国家公務員の「懲戒処分」では、量定の加重要素や減輕要素についても具体例が挙げられています。県教委の指針では特に具体例が定められていませんが、有効性の観点からあった方がよいように思われます。
- 「2 性犯罪・性暴力等」で、(2)イ 児童生徒等以外の者に対するセクハラについては、「その者を不快にさせていることを認識した上で」ないと懲戒処分の対象にならないとされています。人事院の定める「相手の意に反することを認識した上で」よりも要件を絞っているように思われますが、その理由は为什么呢。妥当性にやや疑義があります。
- 「3 ハラスメント」につき、形式的な点で恐縮ですが、パワー・ハラスメントの定義はカッコ書きで記載されていますが、直前のセクシュアル・ハラスメントの定義は「注」で定められています。統一した方が見栄えはよいと思われます。
- 「パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した」場合が、人事院の指針と異なり懲戒処分の対象とされていません。
- 「第3 4 体罰」によると、単なる体罰（傷害等が生じない一時的なもの）は、懲戒対象となっていないとされています。この点、パワハラと平仄を合わせているように思われます。もっとも、全て懲戒対象になるとは考えませんが、突発的な体罰でも、また傷害を負っていない体罰でも、懲戒処分の対象となりうるものもあると考えます。

【資料④】

- 「5 内容」では（他の自治体で見られるような）「研修等の実施」は予定されていないのでしょうか？
- 「県教委の役割」が6記載の(1)(2)にとどまり、継続的指導の主体はあくまで、所属長、管理職となりますが、県教委の関与はこの程度でよいのか、さらに積極的に報告を求める等するのか、有効性との関係で検討を要するように思われます。

【資料⑤】

- 前文にあるように、部活動の在り方は（地域への移行を中心に）現在大きく見直しを検討されているため、間断なき見直しを実施することが重要だと思われます。その点も触れることが考えられます。

- 「Ⅱ 学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」が今後、非常に重要な課題になるところ、地域に対するハラスメント等の防止のための人権教育や適切な指導の在り方の周知徹底等を教育委員会の義務とすることが検討されるべきではないかと思われます。
- 部活動に関する外部苦情窓口の設置も、具体的な再発防止策としては重要ですので、記載を検討すべきだと考えます。

【資料⑥】

- 文科省令和 5 年 7 月 10 日「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」の内容は反映されているという理解でしょうか。であれば「はじめに」のところ等でその旨言及しておいてもよいと思いました。
- 繰り返しになりますが、「Ⅰ 1 自殺予防教育の推進」の前提となる、人権教育の重要性について言及されるべきではないかと思われます。とりわけ「1 (3) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進」に関しても、その前提として子どもの意見表明権が教員、児童生徒ともに、適切に周知徹底されるべきであり、その点にも言及されるべきだと考えます。
- (2 頁) 居場所づくりに関して、保健室や相談室以外にも学校関係者以外による「校内居場所づくり」も盛んに実施されるようになっていきますので、検討対象にしてはどうかと思われます。
- (4 頁) 生活アンケートについては、いじめの有無に特化した内容でなされていますが、自由記載欄に精神不安定を示唆する内容が記載されているものの、教員が問題を把握できずに見過ごしてしまうケースがあります。可能なら複数人のチェックをするとか、チェックする教員の相談体制を積極的に周知するなどの措置が考えられます。
- (8 頁～)「自殺が起きてしまったときの対応」について基本的な記載はあるものの、個別事情によっては柔軟な対応を必要とする場合もあります。その場合、校長や市教委の独断で個別対応するのではなく、例えば、早期にスクールロイヤーに相談しながら対応することで、その的確性が担保できる場合もあるように考えます。
- (16 頁) 常に第三者で構成される調査委員会が立ち上がることになっており、その点は素晴らしいと思われますが、他の自治体では予算措置が十分に講じられていないため、第三者による調査委員会の立ち上げができなかったり、遅くなったりする事象が散見されます。適切な予算措置とともに実効性が上がりますので留意してください。

【再発防止策の検証 論点整理】

- 自殺予防教育との関係で、学校調査に関する「人権教育推進状況報告書」があります

が、ここでいう人権教育に、「子どもの人権」について言及されているか確認を要すると考えます。

- 部活動の方針の確認が「年1回」となっていますが、PDCA の観点からは半年に一度、検証を実施する機会があるべきではないかと思われます。

【補足】

開示された資料においては、学校における弁護士活用の一形態としての「スクールロイヤー制度」や、個別救済や提言が可能な第三者相談機関としての「オンブズパーソン制度」等の存在が窺われません。

岡山県においてもスクールロイヤー制度はあるものと思われませんが、過剰な要求に対する教員保護等の目的ではなく、「子どもの最善の利益」を実現することを視点としたスクールロイヤー制度となっているかの検証を経た上で、周知徹底を図ることが、効果的な再発防止策に繋がるものと考えます。

また、近年、各地方自治体で積極的に採用が検討されている「オンブズパーソン制度」の導入についても、再発防止策のひとつとしては極めて重要だと思われます。子どもの最善の利益を図り、今回のような悲劇を二度と起こさないようにするためにも、制度の導入、積極的活用も是非ご検討ください。

以 上